

諮問番号：諮問第 82 号

答申番号：答申第 82 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市城南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおり。

生活費を削減された為。年令に対して不服で納得がいかない。未婚、障害者に対して不服で納得がいかない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法及び法の委任を受け定められた保護基準に沿って適法かつ妥当に行われたものである。よって、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

1 保護基準自体の適法性について

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定及び厚生労働大臣の合目的裁量に保護基準の設定を委ねる法の趣旨により、審査庁は、法及びその委任に基づき制定された保護基準自体の適否及び当否を判断する権限を有していないため、その判断をすることはできない。

したがって、保護基準は適法なものとして以下判断する。

2 本件処分に係る生活保護費支給額の算定の適否について

審査請求人世帯に係る平成 30 年 10 月分の生活保護費支給額の算定に誤りはない。

3 本件処分に係る生活保護費支給額の算定は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われており、違法又は不当な点はない。

4 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 2 年 5 月 1 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 2 年 7 月 9 日の審査会において、調査審議した。また、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 74 条の規定に基づき、処分庁に対して調査を行った。

第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、保護基準が改定されたことに伴い行われた本件処分に不服があると主張しているが、本件処分は法令や国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

なお、審理員の審理手続をみると、審理員は、平成 30 年 11 月 20 日付けで処分庁が提出した弁明書に添付された「別紙 7 住宅扶助交付申請書兼家賃証明書（写し）1 部」に基づき、審査請求人世帯の状況を家賃（月額）37,000 円と認定しているが、当該住宅扶助交付申請書兼家賃証明書の処分庁受付日は平成 28 年 4 月 19 日であるため、審理員の事実認定は、審査請求人の本件処分に係る生活保護開始申請、つまり受給開始日（平成 28 年 11 月 16 日）より前に受け付けた申請書を基礎としているものであることがうかがえた。

そこで、当審査会において、処分庁に対し、本件処分に係る審査請求人世帯の保護費算定の基礎となる「住宅扶助交付申請書兼家賃証明書」の提出を求めたところ、審査請求人が平成 28 年 11 月 16 日付けで申請した住宅扶助交付申請書兼家賃証明書が提出され、本件処分に係る審査請求人世帯の家賃（月額）は 36,000 円であることが判明した。

審査請求人世帯の住宅扶助額を 37,000 円と認定した場合においても、福岡市の 1 人

世帯の住宅扶助限度額（「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）（平成 27 年 4 月 14 日社援発 0414 第 9 号の「基準額」）が 36,000 円であることから、本件処分における住宅扶助額は 36,000 円となり、結果として、審査請求人の生活保護費支給額の算定に影響を与えるものではないが、審理手続における事実認定の過程が正確であることは重要であるから、審理手続における事実認定には慎重を期していただきたい。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第 2 部会

委員 小 原 清 信
委員 内 田 敬 子
委員 倉 員 央 幸